

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正（創設）の概要と実務上の留意点（その13）

贈与者及び特例後継者の筆頭株主等の要件について、特例後継者が1人の場合の設例で確認します。

● ケース別株主の現状と異動の変遷

	ケース1			ケース2			ケース3		
	現状	父→長男	母→長男	現状	長男→父	父→長男	現状	父→長男	母→長男
父	(代表者) 20	(取締役) 0	(取締役) 0	(代表者) 20	(代表者) 30	(取締役) 0	(代表者) 55	(取締役) 8	(取締役) 8
母	15	15	0	15	15	15	15	15	0
長男(後継者)	(取締役) 25	(代表者) 45	(代表者) 60	(取締役) 10	(取締役) 0	(代表者) 30	(取締役) 20	(代表者) 67	(代表者) 82
父の弟	—	—	—	25	25	25	—	—	—
少数株主	40	40	40	30	30	30	10	10	10
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100
株式の異動	—	父→長男ハ 20株贈与・代 表者交代	母→長男ハ 15株贈与	—	長男→父ハ 10株譲渡	父→長男ハ 30株贈与・代 表者交代	—	父→長男ハ 47株贈与・代 表者交代	母→長男ハ 15株贈与

※ ケース1～3までにおいて、長男は父から贈与を受ける前3年以上継続して役員であった。

<ケース1>

- ① 同族関係者で過半数の議決権 $60株 \div 100株 = 60\% > 50\%$
- ② 父：代表者であった時において同族関係者（後継者を除く）の中で筆頭株主 20株
- ③ 父：贈与の直前において同族関係者（後継者を除く）の中で筆頭株主 20株
 $100株 \times 2/3 - 25株$ （長男の所有株式数） $= 42株 > 20株$ （父の贈与直前の所有株式数）∴父の株式すべての贈与が要件
- ④ 長男：贈与を受けた時に同族関係者の中で筆頭株主 45株（父から贈与を受けた株式について贈与税の納税猶予を選択）
- ⑤ 長男：母から贈与を受けた株式について贈与税の納税猶予を選択
 $100株 \times 2/3 - 45株$ （長男の所有株式数） $= 22株 > 15株$ （母の贈与直前の所有株式数）∴母の株式すべての贈与が要件

<ケース2>

- ① 同族関係者で過半数の議決権 $70株 \div 100株 = 70\% > 50\%$
 - ② 父：現状では筆頭株主要件を満たさないことから、長男の株式を買い取ることで筆頭株主要件を充足
 ……代表者であった時において同族関係者（後継者を除く）の中で筆頭株主 30株
 - ③ 父：贈与の直前において同族関係者（後継者を除く）の中で筆頭株主 30株
 $100株 \times 2/3 - 0株$ （長男の所有株式数） $= 67株 > 30株$ （父の贈与直前の所有株式数）∴父の株式すべての贈与が要件
 - ④ 長男：贈与を受けた時に同族関係者の中で筆頭株主 30株（父から贈与を受けた株式について贈与税の納税猶予を選択）
- ※ 長男は、その後一定期間内に母や父の弟などから贈与等を受ける場合には、贈与税（又は相続税）の納税猶予を選択することができる。

<ケース3>

- ① 同族関係者で過半数の議決権 $90株 \div 100株 = 90\% > 50\%$
 - ② 父：代表者であった時において同族関係者（後継者を除く）の中で筆頭株主 55株
 - ③ 父：贈与の直前において同族関係者（後継者を除く）の中で筆頭株主 55株
 $100株 \times 2/3 - 20株$ （長男の所有株式数） $= 47株 > 55株$ （父の贈与直前の所有株式数）∴父は47株以上の株式の贈与が要件
 - ④ 長男：贈与を受けた時に同族関係者の中で筆頭株主 67株（父から贈与を受けた株式について贈与税の納税猶予を選択）
 - ⑤ 長男：母から贈与を受けた株式について贈与税の納税猶予を選択
- ※ 父が死亡した場合、父から贈与を受けた株式47株の贈与税の納税猶予税額額は免除され、相続税の納税猶予を選択することができる。また、長男が父から残り8株を相続した場合、その株式についても相続税の納税猶予を選択することができる。